



児童手当の支給と 現況届の提出

中学校3年生までの児童を養育している方は、申請により児童手当が受けられます。

■支給月額（1人あたり月額）

▼3歳未満まで／1万5千円
3歳以上～小学校修了前／1万円
（小学校までの第3子以降は1万5千円）
中学生／1万円

※所得制限を超えている場合には、1人あたり月額5千円が支給されます（特例給付）。

■児童手当の現況届

児童手当を受給している方には、6月1日に現況届を発送しますので、6月30日(木)までに提出してください。

これは6月1日現在の養育状況などを確認するためのもので、提出されない場合、6月以降の手当の支給が遅れたり、支給ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

※公務員の方（出向などを除く）は職場で手続きをしてください。

■提出先・お問い合わせ

子育て支援課子育て応援係
☎880・65562

南国市交通遺児手当

交通事故（車・汽車・電車の運行に

よって生じた事故、海難、航空事故）で父母、もしくは父、または母を失った児童を対象に18歳に達した年度末まで支給されます。

■支給額

児童1人につき、月額2千円
※1年以上市内に在住し、現に児童を扶養している方に限ります。

母子・父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性で、18歳に達する年度末までの児童を養育している方、また両親を失った18歳に達する年度末までの児童を扶養している方に支給されます。

■支給額

児童1人につき月額1千円

※現に児童を扶養している方および児童が引き続き1年以上市内に在住している方に限ります。なお、市交通遺児手当を受給している方は該当しません。

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

■受給資格者（国籍は問いません）

次の要件のいずれかに該当する18歳未満の児童（本年度で18歳に達する児

童は年度末まで対象、また中度以上の障害を有する場合は20歳未満の方）を監護している母または父、もしくは代わってその児童を養育している方に支給されます（所得制限があります）。

①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
④父または母の生死が不明である児童
⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
⑧母が婚姻によらずに懐胎した児童
⑨母が懐胎したときの事情が不明である児童

■手当額（月額）

受給資格者や配偶者及び扶養義務者（同居している受給資格者の直系血族及び兄弟姉妹）の前年の所得や、監護（養育）する児童数などにより決定します。

▼児童1人の場合（4月支給分より金額の改正がありました）

・全部支給 4万2千330円
・一部支給 4万1千320円～9千990円

▼児童2人目は5千円、3人目以降1人につき3千円の加算有り

■ひとり親家庭の各種手当に関するお問い合わせ

子育て支援課子育て応援係
☎880・65562

ひとり親家庭医療費の 助成（保険適用になる 自己負担額の助成）

■助成対象者／次のいずれかに該当する方（前年所得を基に判断）

▲母子・父子家庭の母または父と児童

▲準母子・準父子世帯

▲父母のいない児童

※児童とは、18歳に達する年度末までの間にある方。

■申請時に持参するもの

養育者および該当する児童の健康保険証、印鑑

※該当すると思われる方は6月30日(木)までに申請してください。後日受給者証を発送します。

■母子・父子家庭の各種手当に関するお問い合わせ

子育て支援課子育て応援係
☎880・65562

ひとり親家庭のお父さん・ お母さんへの 就職移動相談を行います

ひとり親家庭のお母さん・お父さんを対象に、就職相談や就業のための各種資格や技能を習得する支援制度について情報提供を行います。事前申し込みは不要ですが先着順での相談となります。

■日時／6月8日(水) 13時～16時

■場所／南国市役所 3階 教養室
■問い合わせ／ひとり親家庭等就業・

学童保育指導員の 募集について

自立支援センター
高知市旭町3丁目115番地
こうち男女共同参画センター
（ソール2F）
☎088・875・2500

南国市が実施する学童保育について、委託事業者である南国市学童保育連絡協議会が指導員を募集しています。

■雇用期間／平成29年3月末まで（契約更新あり）

■勤務時間／
平日・14時～18時の間で3～4時間
土曜日・8時～16時の間で4～5時間程度

■勤務日数／週3～5日
■賃金／時給850円（ただし試用期間（3か月間）は800円）

■申込み方法／事前に電話連絡の上、履歴書を送付

■申込み・問い合わせ
南国市学童保育連絡協議会
☎803・52228

平日13時～18時
〒783・0001
南国市日吉町1丁目1・41

知って得する国民年金

平成28年4月分からの年金額について

平成28年4月分（6月15日支払分）からの年金額は、法律の規定により、物価、賃金によるスライドは行われず、平成27年度から据え置きとなります。

20歳から60歳に達するまでの40年間に国民年金の保険料を全て納めた場合の老齢基礎年金は、満額で年額780,100円（月額65,008円）です。保険料を納めた期間が40年に不足する場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。

平成27年10月に施行された、被用者年金一元化法により、年金額（年額）の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められたため、平成28年4月分から、月額で数円の増減が生じます。

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金保険料の後納制度について

過去5年分まで国民年金保険料が納められます！

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しい内容は、南国年金事務所にお問い合わせください。

◎お問い合わせは

南国年金事務所

市民課年金係

☎864－1111

☎880－6555まで